

あおもりの 農村整備

青森県



元気あふれる自主自立の 農業・農村の創造を目指して

青森県では、我が国有数の食料供給県としての地位を確固たるものにするため、農林水産物の生産、加工食品の製造、流通・販売、料理の提供まで含めた「食」に関する全ての産業を「食産業」と位置付け、「攻めの農林水産業」を軸に、生産から加工・販売まで結びつけた6次産業化を進め、生産者や農業関係者の所得アップを図っています。

農業農村整備は、「攻めの農林水産業」の強力かつ着実な推進に資するため、安全・安心な食料を安定的に供給するための農業生産基盤づくりや農業水利施設の長寿命化、農業・農村の多面的機能の発揮に向けた農村の地域資源の適切な保全管理や農村生活環境の整備などを図ることにより、「元気あふれる自主自立の農業・農村の創造」を目指していくこととしています。



整備されたほ場での田植え作業
第2 鬼楯地区（弘前市）



アジサイの選定作業
鶴田西部地区（鶴田町）



整備された排水路
岩木川左岸3期地区（つがる市）



活性化施設での物産品フェア
平館地区（外ヶ浜町）

CONTENTS

1	青森県の概要	1
2	青森県の農業・農村の概要	3
3	攻めの農林水産業の推進	7
4	青森県農業農村整備の展開方向	9
	(1) 趣旨	9
	(2) 施策体系	9
	(3) 具体的な方向性	10
5	新たな基盤整備技術の確立に向けた取組	15
6	環境公共	17
	(1) あおもり環境公共推進基本方針	17
	(2) 「環境公共」の取組地区の紹介	19
	(3) 「環境公共」の更なる ステップアップを目指して	20
7	県の予算	21
8	事業負担区分一覧	23
9	機構図	26



笹ため池（青森市）



桜沢沼（五戸町）



早掛沼（むつ市）

表紙写真：ため池百選に選定されたため池
左：藤枝ため池（五所川原市）
中：堺野沢ため池（五所川原市）
右：廻堰大溜池（鶴田町）

1 青森県の概要

(1) 位置・面積

青森県は、本州の最北端に位置し、北は津軽海峡を隔てて北海道と相対し、東は太平洋、西は日本海に囲まれ、南は秋田県・岩手県に接しています。

青森市から東京都までは、鉄道距離（東北本線・東北新幹線）で約730kmとなり、これは東京都から岡山市（733km）までとほぼ同じ距離です。

また、東京までの時間距離は、鉄道では東北本線、東北新幹線と乗り継いで約4時間、自動車では東北縦貫自動車道を使うと約8時間、飛行機では青森空港から約1時間となっています。

面積は、9,607km²（全国第8位）で全国の2.5%を占めていますが、人口密度は全国40位とわが国の中では広大で豊かな自然が残っている地域に属します。

(2) 地 勢

地勢は、中央の奥羽山脈を境として、東部地域（通称県南地方）では、火山灰に覆われた台地や段丘が広く分布するのに対し、西部地域（通称津軽地方）では、広大な沖積低地と出羽山脈の延長にある山地が大部分を占めています。

また、中央山地、西部山地及び津軽半島の山地によって囲まれた岩木川流域は、肥沃な津軽平野、中央山地の北端には青森市を中心とした青森平野、下北半島の首部から十和田市、八戸市に及ぶ東部地域には丘陵地が形成されています。

このため、総合的な土壌生産力の強い耕地が多く、また、畑地は黒ボク土が大半を占め、特に東部地域ではこの有効土層が厚いため、根菜類に好適です。

(3) 気 象

本州最北端にあるため、冷涼型の気候であり、短い夏と長い冬が特色です。

しかし、山脈、半島、陸奥湾など複雑な地形や海流の関係で、同じ県内でも東部地域と西部地域では、その様相を異にしています。

夏季は、北太平洋に発達する高気圧により、東部地域では春の終わりから夏にかけて偏東風（通称ヤマセ）が吹き込むため、低温の日が多く、冷害に見舞われやすい一方で、津軽地方は一般に気温が高く、比較的気象に恵まれています。

また、冬季は大陸高気圧の影響により、北西の季節風が卓越するため、西部地域は気候不良で多雪となりますが、東部地域は冷え込みが厳しいものの、西部地域に比べると、晴天の日が多く、雪も少なくなっています。

このため、西部地域では恵まれた気温や日照を生かしたりんごの産地となっており、また、東部地域は夏季冷涼な条件を生かした野菜生産や畜産が盛んに行われています。

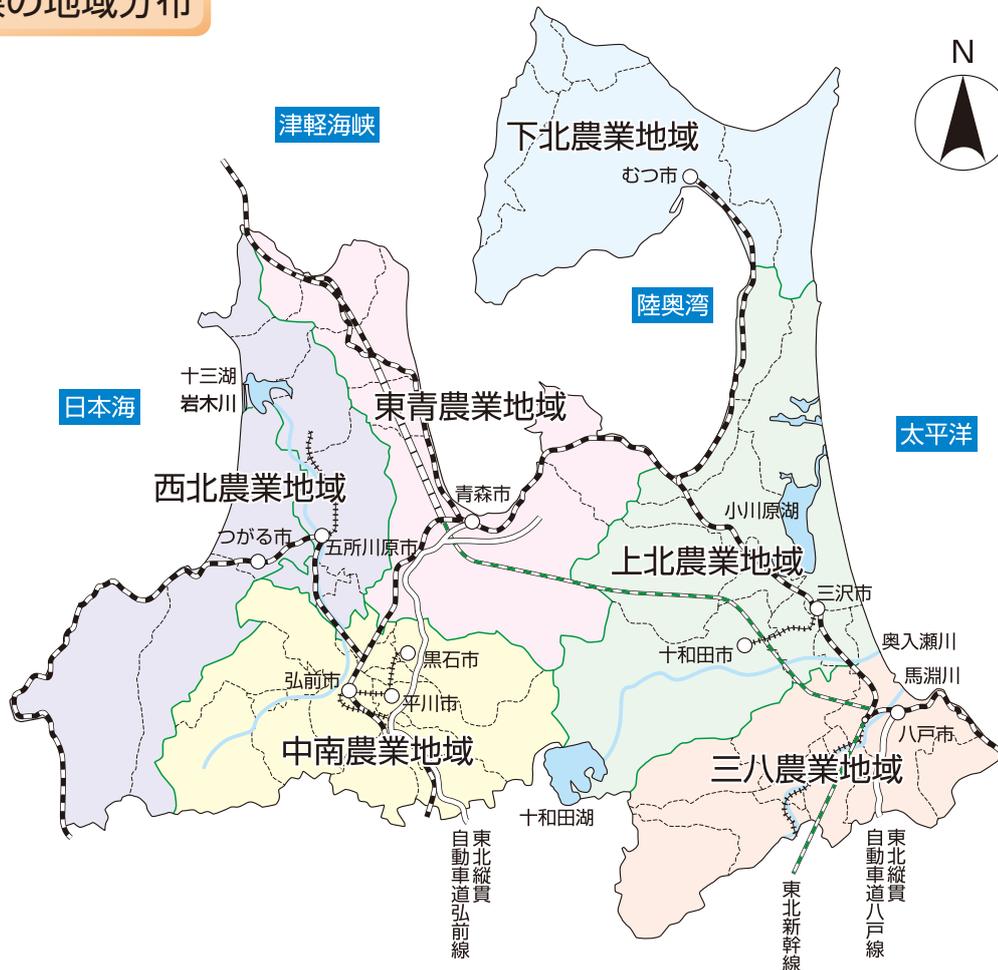
数字で見る青森県

項目	単位	青森県	全国	全国比(%)	順位	調査年
総面積	km ²	9,607	377,915	2.5	8	H17
総人口	千人	1,437	127,768	1.1	28	H17
年齢別構成	0～14歳	13.8	13.7	—	27	H17
	15～64歳	63.4	65.8	—	24	H17
	65歳以上	22.7	20.1	—	20	H17
人口密度	人/km ²	150	343	—	40	H17
世帯数	千世帯	509	49,063	1.0	28	H17
就業者数	人	685,401	61,505,973	1.1	27	H17
就業構成	第1次	14.0	4.8	—	1	H17
	第2次	21.4	26.1	—	41	H17
	第3次	63.7	67.2	—	25	H17
事業所数		68,451	5,911,038	1.2	30	H18
県(国)内総生産	億円	45,702	5,156,510	0.9	30	H19
1人当たり県(国)所得	千円	2,433	3,059	—	38	H19

(資料：国勢調査、国民経済計算確報、県民経済計算
事業所・企業統計調査報告 総務省)



青森県の地域分布



2 青森県の農業・農村の概要

(1) 農業の状況

ア 青森県の農業産出額上位5品目（平成20年）

単位：億円

順位	1	2	3	4	5
品目	りんご	米	豚	ブロイラー	鶏卵
産出額	632	576	254	226	158

(出典：農林水産省統計部 生産農業所得統計)

イ 食料自給率（平成19年度確定値）

単位：%

全国順位	都道府県名	供給熱量ベース
1	北海道	198
2	秋田県	177
3	山形県	132
4	青森県	119
5	岩手県	104
6	佐賀県	101
7	新潟県	99
8	福島県	85
8	鹿児島県	85
10	宮城県	80

(出典：農林水産省HP「食料自給率の部屋」)



県産品PR用イメージキャラクター「決め手くん」

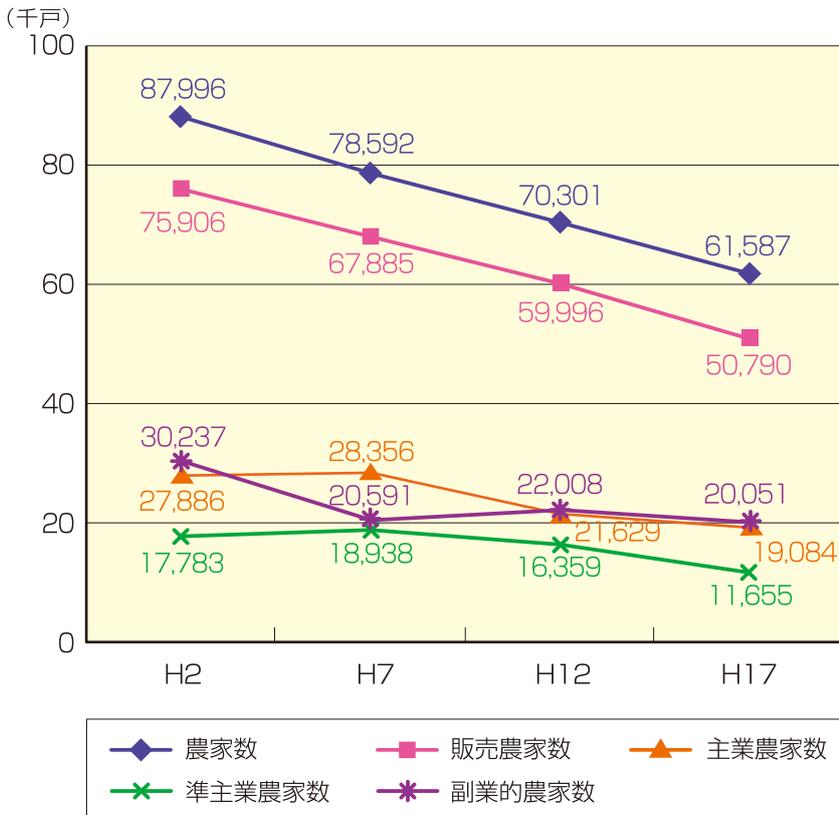
ウ 全国ランキング（平成20年）

1	りんごの収穫量	493,200トン	第1位
2	ながいもの収穫量	67,100トン	第1位
3	にんにくの収穫量	14,300トン	第1位
4	ごぼうの収穫量	48,600トン	第1位
5	あんずの収穫量	1,156トン	第1位
6	さくらんぼの収穫量	1,310トン	第2位
7	くるみの収穫量	39トン	第2位
8	なたねの収穫量	320トン	第2位

(出典：ピカイチデータ100！ 県統計分析課)

(2) 農家の状況

ア 農家数の推移



(出典：農林業センサス、青森農林水産統計年報)

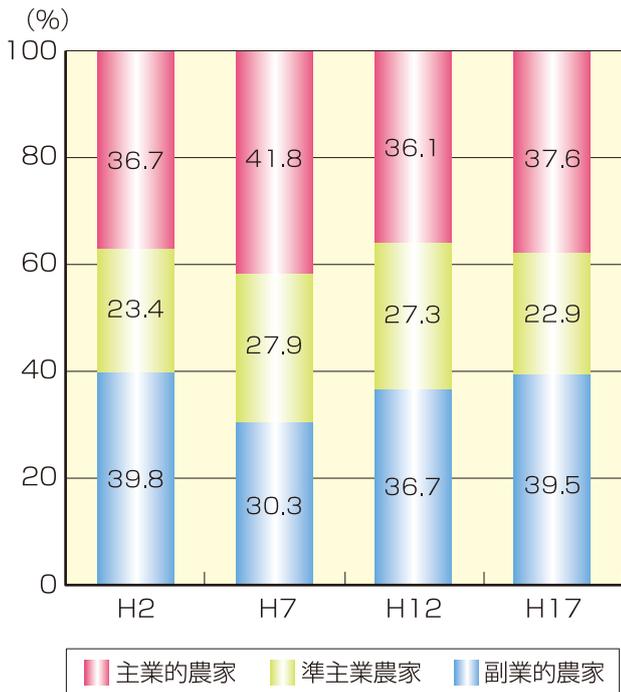
販売農家：経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家

主業農家：農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で年間60日以上農業に従事する65歳未満の者がいる農家

準主業農家：農業所得が主で年間60日以上農業に従事する65歳未満の者がいる農家

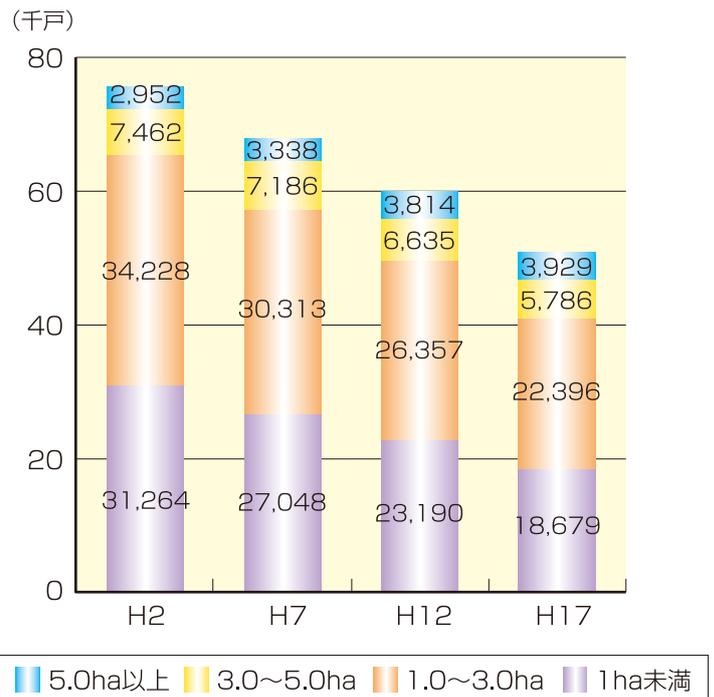
副業的農家：60日以上農業に従事する65歳未満の者がいない農家

イ 主副業別農家割合



(出典：農林業センサス、青森農林水産統計年報)

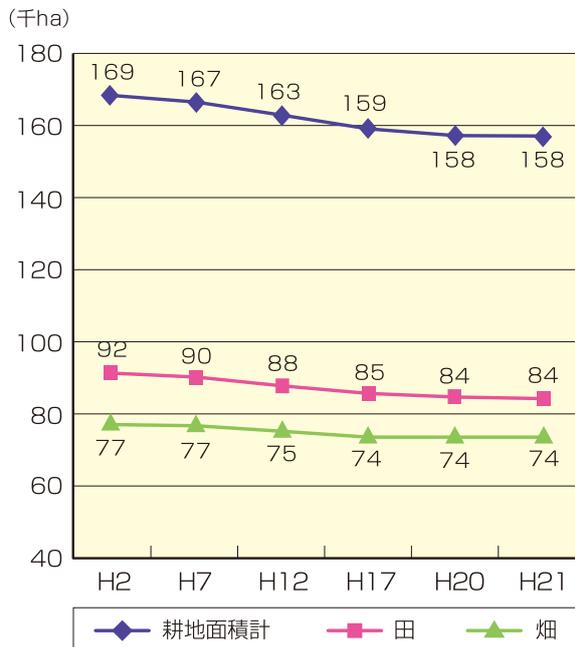
ウ 経営耕地規模別農家数



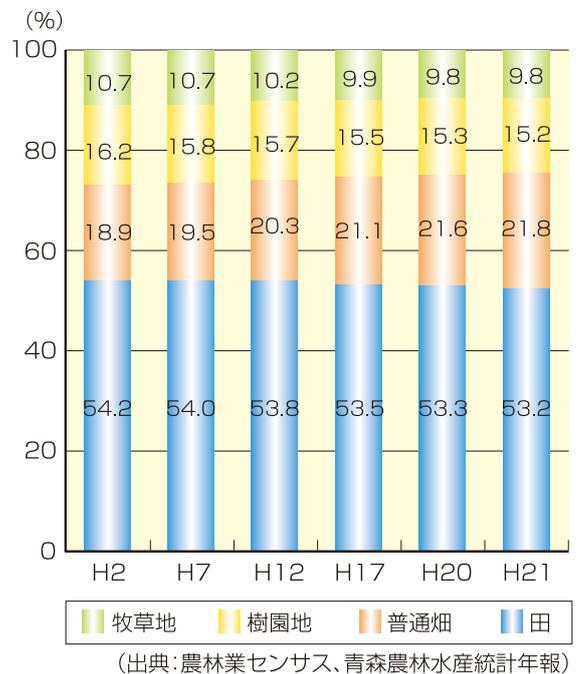
(出典：農林業センサス、青森農林水産統計年報)

(3) 農地の状況

ア 耕地面積の推移



イ 耕地種類別構成比



(4) 農地の整備状況

ア 水田の整備状況

地域	水田面積 ①	H21まで整備済面積 (20a以上) ②	左の内訳		H21まで整備済面積 (20a未満) ⑤	未整備面積 ⑥=①-②-⑤
			30a以上 ③	30a未満20a以上④		
東青	8,876	5,733 (64.6%)	4,811 (54.2%)	922 (10.4%)	832 (9.4%)	2,311 (26.0%)
中南	12,666	9,200 (72.6%)	7,240 (57.2%)	1,960 (15.5%)	3,089 (24.4%)	377 (3.0%)
三八	8,341	2,503 (30.0%)	1,429 (17.1%)	1,074 (12.9%)	2,621 (31.4%)	3,218 (38.6%)
西北	28,770	22,678 (78.8%)	20,603 (71.6%)	2,075 (7.2%)	721 (2.5%)	5,371 (18.7%)
(北)	14,270	11,755 (82.4%)	9,932 (69.6%)	1,823 (12.8%)	715 (5.0%)	1,800 (12.6%)
(西)	14,500	10,923 (75.3%)	10,671 (73.6%)	252 (1.7%)	6 (0.0%)	3,571 (24.6%)
上北	23,414	12,233 (52.2%)	7,823 (33.4%)	4,410 (18.8%)	4,664 (19.9%)	6,517 (27.8%)
下北	1,708	693 (40.6%)	305 (17.9%)	388 (22.7%)	241 (14.1%)	774 (45.3%)
県計	83,775	53,040 (63.3%)	42,211 (50.4%)	10,829 (12.9%)	12,168 (14.5%)	18,568 (22.2%)

注) 1) 整備済面積は「第2次水田整備状況調査(平成元年3月31日)」における整備済面積に平成元年度～21年度までの整備実績を加算し、整備済地域のかい廃は考慮していない。

2) 水田面積は「農林水産省作物統計 面積調査」による。

イ 大区画水田の整備状況

区分	H2～H7まで	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	計
50a以上1ha未満	576	137	84	142	163	156	78	127	88	42	5	0	4	2	13	1,617
1ha以上	230	277	257	87	226	156	87	52	70	27	0	0	0	0	8	1,477
計	806	414	341	229	389	312	165	179	158	69	5	0	4	2	21	3,094

3 攻めの農林水産業の推進

新たな「攻めの農林水産業推進基本方針」

青森県では、平成16年度から、農林水産業の振興策として、消費者が求める安全・安心で良質な農林水産物やその加工品を生産し、強気に売り込んでいく販売重視の「攻めの農林水産業」を展開してきました。

これまでの取組により、国内大手量販店での県産品の取扱品目や販売金額が大幅に伸びるなど着実な成果が現れてきているものの、輸入農産物の増大や激化する産地間競争など、新たな環境の変化が生じています。

そこで、これらの課題に的確に対応し、次代を勝ち抜いていくため、「攻めの農林水産業」の更なるグレードアップを目指し、新たな「攻めの農林水産業推進基本方針」を策定し、推進しています。

農林水産業を取り巻く環境

厳しい販売環境

- 消費の多様化
- 大量の農林水産物の輸入
- 産地間競争の激化
- 安全・安心な「食」への消費者ニーズの高まり

新たな環境変化

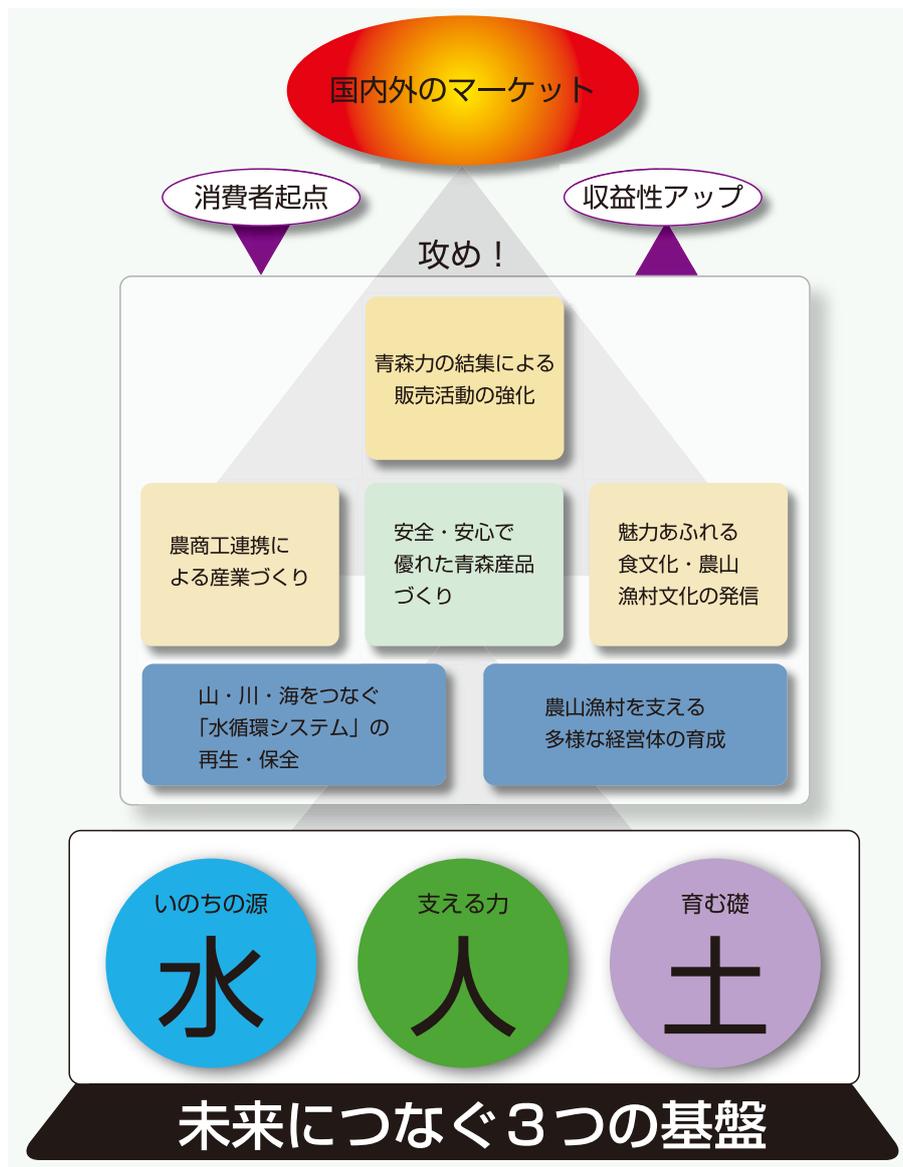
- 燃油・肥料等の価格の高騰
- 世界的な穀物価格の高騰
- 人口減少社会への移行
- 地球温暖化

「攻めの農林水産業」のグレードアップ

<グレードアップのポイント>

- ① 取り組むべき事項をより具体的に示すことで方向性を明確化
- ② 販売対策では、消費者視点での商品力アップと民間団体の結集による販売力の強化、地産地消の取組の拡大
- ③ 生産対策では、「いいモノづくり」の強化、食料自給率向上対策、地球温暖化や肥料・資材高騰への対応を新たに追加
- ④ 基盤づくりとして「環境公共」を新たに位置づけ
- ⑤ 地域の農地や雇用の受け皿ともなる集落営農組織の法人化・企業化など農山漁村を支える担い手対策や女性の起業化の強化
- ⑥ 東北新幹線全線開業効果を活かした情報発信とグリーン・ツーリズムの強化
- ⑦ 県産農水産物を活用した食品加工や豊富なバイオマスを活用した新たな産業づくりを強化

攻めの農林水産業のイメージ



平成21年度からの「攻めの農林水産業」については、未来につながる「水」と「土」と「人」の3つの基盤づくりを進めながら、生産から流通・販売までを結び付け、収益性のアップを図ることを基本に、消費者起点に立った安全・安心で優れた県産農林水産物やその加工品を生産し、売り込んでいくという販売を重視する振興策と位置づけ、次の6本の施策を柱にして各種施策を展開しています。

- (1) 青森力の結集による販売活動の強化
- (2) 安全・安心で優れた青森産品づくり
- (3) 山・川・海をつなぐ「水循環システム」の再生・保全
- (4) 農山漁村を支える多様な経営体の育成
- (5) 魅力あふれる食文化・農山漁村文化の発信
- (6) 農商工連携による産業づくり

4 青森県農業農村整備の展開方向

(1) 趣 旨

農業農村整備では、農地や農業用排水路などの農業生産基盤及び農業集落道路や農業集落排水処理施設などの農村生活環境基盤を整備し、これらの施設を適切に維持管理することにより、食料の生産・供給だけではなく、自然環境や県土の保全、美しい農村景観の形成などを図ってきました。

しかし、今日の農業・農村を取り巻く情勢は、国際化の進展や人口減少、少子・高齢化の急激な進行などを背景に大きく変化しています。

そのため本県では、こうした状況の変化に的確に対応し、本県の農業・農村の持続的な発展に向けた農業農村整備の中期的展開方向を明らかにするために、「あおり水土里づくり推進プラン（H21.2）」を策定しており、「食料の安定供給の確保」と「農業・農村の多面的機能の発揮」を柱に、効果や効率性などの多角的な視点により施策を展開していきます。

ア 「食料の安定供給の確保」に向けて

食料の安定供給の確保のためには、担い手を中心とする戦略的な農業の展開が必要です。

このため、農業農村整備の展開に当たっては、基盤整備を契機とした担い手への農地の集積や担い手の育成に資する生産基盤整備を推進します。

また、食料の生産に不可欠な農業用水の確保については、既存の農業水利施設の有効利用の観点から施設の長寿命化の取組を推進します。

イ 「農業・農村の多面的機能の発揮」に向けて

農業・農村は、食料の安定供給のほか、県土・自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承といった多面的な機能を持っています。

しかし、農村地域の過疎化や高齢化、混住化の進展等により、集落機能や農村の活力・地域防災力が低下し、多面的機能の維持が困難になっています。

このため、多面的機能の発揮に向けて、多様な主体による新たな地域コミュニティを構築し農村の地域資源の適切な保全管理を推進します。

また、農村生活環境の整備、農地等の防災対策、田園自然環境の整備などの取組により、活力ある安全・安心な農村づくりを推進します。

(2) 施策体系



(3) 具体的な方向性

ア 担い手への農地の集積の推進

(ア) 取組内容

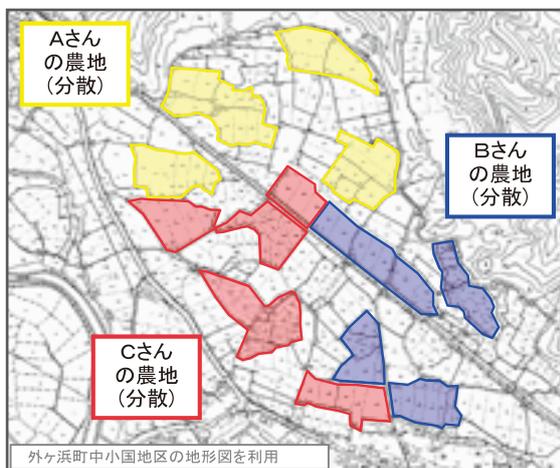
● 基盤整備を契機とした農地の面的集積の推進

県内農業の一層の体質強化を図るためには、担い手の経営規模を更に拡大し、効率的な営農を実現していくことが必要です。

このため、ほ場整備などの基盤整備を実施し、これを契機に担い手に対し面的なまとまりのある形での農地の集積を促進します。

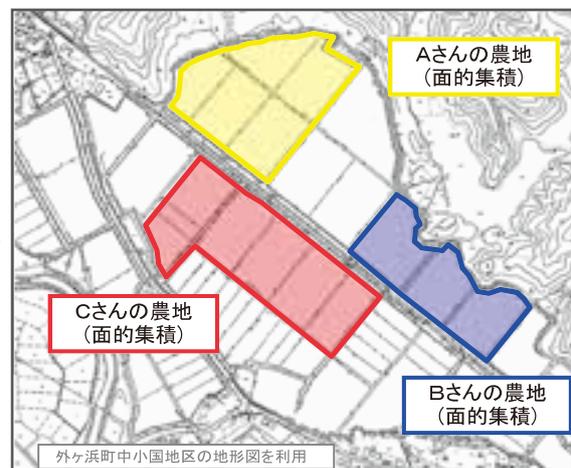
これにより、食料供給力の重要な基盤である農地の効率的利用が図られ、ぜい弱化した農業生産構造の改革が加速化されます。

基盤整備前のイメージ



担い手の農地が分散しており、非効率的な営農を強いられています。

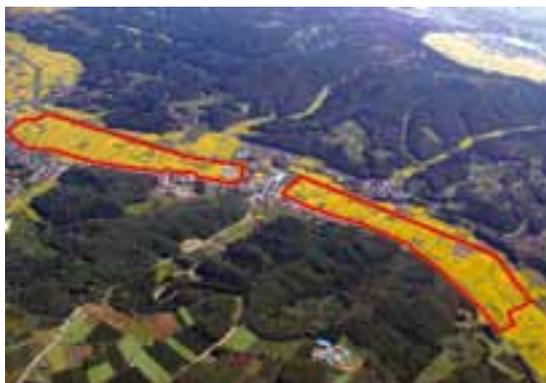
基盤整備後のイメージ



基盤整備を契機として、担い手の農地が面的に集積され、効率的な営農が実現されます。

(イ) 取組事業

● 経営体育成基盤整備事業 など



経営体育成基盤整備事業 豊間内地区 (五戸町)
(写真左：実施前 写真右：実施後)

イ 担い手の育成に資する生産基盤整備の推進

(ア) 取組内容

●担い手を重視した基盤整備の推進

担い手への農地の面的集積の促進や、水田経営所得安定対策の導入による麦・大豆等の生産振興に対応し、意欲的かつ安定的な担い手を育成するため、区画整理や暗渠排水などの実施による水田の汎用化を推進します。

●地域の多様な農業戦略に対応した畑地帯の整備の推進

担い手を中心となって、米だけに依存しない効率的な農業経営を展開するとともに、高品質で付加価値の高い農作物の安定供給を可能とする特色ある産地づくりなど地域の多様な農業戦略への対応を進める観点から、畑地帯における区画整理、畑地かんがい施設の段階的整備*、暗渠排水整備、農道整備などを推進します。

*段階的整備……営農団地毎の給水栓までの配管など、当面の営農に必要な部分を一次整備として実施し、その後、農家の営農の進展等に応じて、給水栓から作物に直接散水が可能となるような末端施設までの二次整備を実施して、段階的に全体の施設計画に近づける整備手法です。

(イ) 取組事業

●経営体育成基盤整備事業

●畑地帯総合整備事業

●農道整備事業 など



畑地帯総合整備事業
野沢地区（青森市）



経営体育成基盤整備事業
上小国地区（外ヶ浜町）



一般農道整備事業
中嶋地区（七戸町）



広域営農団地農道整備事業
宮舘地区（弘前市）

ウ 農業水利施設のストックマネジメントの推進

(ア) 取組内容

● 農業水利施設の効率的な更新整備や保全管理の推進

県内には、受益面積100ha以上の基幹的農業水利施設が315施設あります。内訳は水路が241路線（延長約640km）、ダム・頭首工・揚水機場等が64箇所、ため池が10箇所となっており、そのストック額（建設費）は1,200億円に及んでいます。

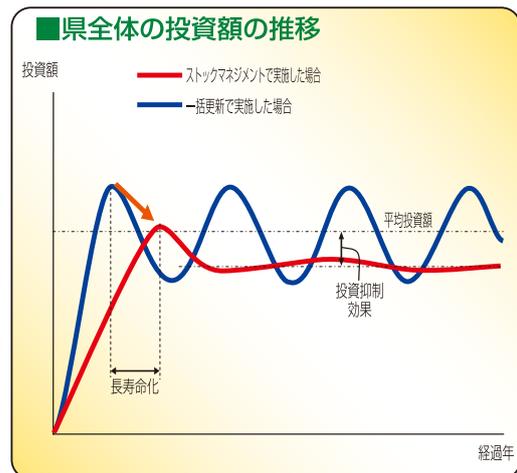
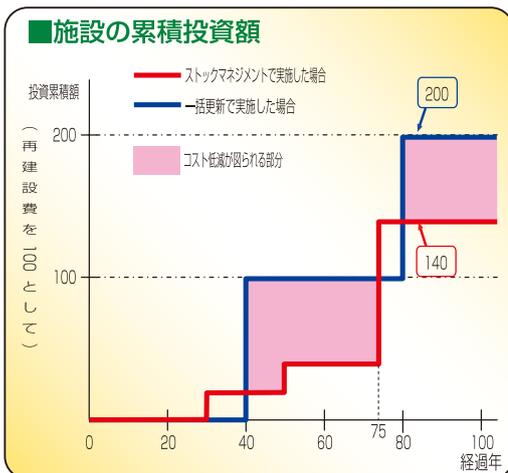
しかし、これらの施設は昭和30～40年代の築造が多く、耐用年数の経過や老朽化の進行により、安定的な農業用水の確保に支障を来しています。

このため、既存ストックの有効活用の観点から、適切な機能診断と予防保全対策により農業水利施設の長寿命化を図り、これらのライフサイクルコスト（建設・維持管理等にかかるすべてのコスト）を低減することを通じて、時代の要請に対応する効率的な更新整備や保全管理を推進します。

(イ) 取組事業

● 基幹水利施設ストックマネジメント事業 など

ストックマネジメントのイメージ



水路の老朽化



機能診断



施設の改修

エ 農村の地域資源の適切な保全管理の推進

(ア) 取組内容

● 農村協働力を活かした農村地域資源の保全管理の推進

農業者や土地改良区だけではなく、地域住民、NPO等の多様な主体の参画を促進し、農村協働力（農業生産面での相互補完、水路清掃等の共同活動など）を活用した地域ぐるみの農地、農業水路などの機能の維持・保全活動や、これらの施設の質的向上（長寿命化）を図る活動及び農村環境保全活動への支援に取り組みます。

(イ) 取組事業

● 農地・水・環境保全向上対策 など

農地・水環境保全向上対策共同活動支援への取組状況

管内	活動 組織数	協定面積 (ha)			
		水田	畑	草地	計
東青	38	3,614	105	0	3,719
中南	82	4,717	998	0	5,715
三八	65	1,293	756	37	2,086
西北	140	15,907	2,152	0	18,059
上北	51	2,840	297	424	3,561
下北	4	17	61	53	131
合計	380	28,388	4,369	514	33,271

農村地域資源の維持・保全活動



水路の泥上げ
中小国水土里保全の会（外ヶ浜町）

農村地域資源の質的向上活動



水路の補修
土佐保全会（五所川原市）

農村環境保全活動



生き物調査
赤川地区資源保全隊（八戸市）



植栽作業
三本木地域水土里保全隊（おいらせ町）

オ 活力ある安全・安心な農村づくりの推進

(ア) 取組内容

●農村の生活環境基盤等の整備の推進

快適で暮らしやすい活力ある農村づくりのため、農業集落排水処理施設や農業集落道などの生活環境基盤の整備を推進します。

また、都市部との交流、地域間の交流の促進に資する農村交流施設などの整備を推進します。

●田園自然環境の保全・創造の推進

県民全体の共有財産である農村の豊かな自然や美しい景観を守り育み、そして次世代に引き継いでいくため、自然や景観と農業生産が調和した豊かな田園自然環境の保全・創造を推進します。

●農村の防災対策の推進

自然災害から農村地域住民の生命・財産を守るとともに県土を保全し、安全・安心な農村づくりのため、ため池整備や地すべり防止など農村の防災対策を推進します。

(イ) 取組事業

●農村振興総合整備事業

●農業集落排水事業

●ため池等整備事業

●中山間地域総合整備事業

●地域用水環境整備事業

●地すべり防止事業 など



農業集落排水事業
板柳中央地区（板柳町）



農村振興総合整備事業
上北地区（東北町）



ため池等整備事業
中津1号堤地区（東北町）



地域用水環境整備事業
桜沢沼地区（五戸町）

5 新たな基盤整備技術の確立に向けた取組

「攻めの農林水産業」を下支えする農業生産基盤づくりを着実に推進するため、水田輪作体系の導入に向けた「地下かんがいシステム」や畑作物の品質・反収を向上させる「深暗渠」、低コストなほ場整備の手法である「反転均平工法」の導入などの新たな基盤整備技術の確立に取り組んでいます。

(1) 地下かんがいシステム

「地下かんがい」とは、通常より暗渠を密に配置し、地表水や地下水の排水機能を向上させるとともに、暗渠管を通じて地下から水を供給し、土壌中の水分を適切な状態にコントロールするかんがい方式で、土壌中の水分を適切な状態にコントロールすることにより、水稻栽培時における水管理に要する時間の削減と転作時における小麦や大豆等の収量の増加が期待されます。

平成21年度は、地下かんがいシステムを整備した実証ほ場において、乾田直播による水稻の試験栽培を実施し、出芽・苗立ちが向上することを確認しました。平成22年度は、同じほ場で小麦や大豆の試験栽培を実施し、単位面積当たりの収量や品質等を調査することとしています。



分けつ期のほ場の様子

写真左：地下かんがいシステムを整備したほ場（実証ほ場）

写真右：地下かんがいシステムを整備していないほ場（対照ほ場）

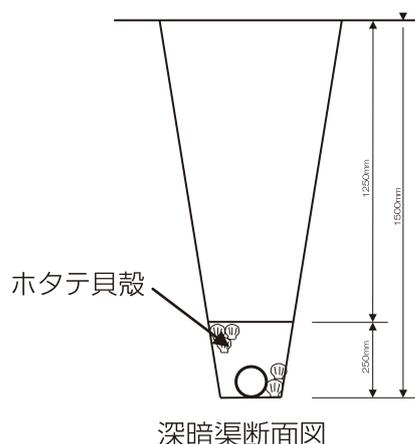
乾田直播による水稻の試験栽培結果

	苗立ち数(本/㎡)	苗立率(%)
目標	125	50.0
実証ほ場	196	78.4
対照ほ場	104	41.6

(2) 深暗渠

深さ150cmの「深暗渠」による地下水の迅速な排除により、だいこんやながいもなどの畑作物の反収と品質の向上を検証します。

平成21年度は、深暗渠を整備したほ場において、だいこんやはくさい、こかぶの試験栽培を実施し、規格・品質が向上することを確認しました。平成22年度は、同じほ場でながいもやごぼうの試験栽培を実施し、規格品質、単位面積当たりの収量を調査することとしています。



深暗渠を整備したほ場の様子
(左からはくさい、だいこん、こかぶ)

だいこんの試験栽培結果

	総収量 (kg / 10a)		上物収量 (kg / 10a)					
		比率	合計	比率	2L	L	M	S
実証ほ場	4,888	109	4,354	103	837	2,223	1,105	189
対照ほ場	4,503	100	4,236	100	80	1,842	1,801	513

(3) 反転均平工法

「反転均平工法」とは、従来工法の「①表土を剥ぎ取り、②それを移動・集積し、③表土を戻す」といった工程を省き、その場で表土と基盤土を反転し整地する工法で、反転耕起を行い、基盤土を乾燥させた後に移動、整地作業を行うため、土壌をこねることが少なく、ほ場の排水が良好となります。

平成21年度は、試験施工を実施し、従来工法に比べ、14.8%のコスト縮減を確認しました。平成22年度は、本工法で造成されたほ場で飼料用稲の試験栽培を行うこととしています。



プラウでの反転状況

試験施工の結果

	従来工法 (千円/10a) ①	反転均平工法 (千円/10a) ②	縮減額 (千円/10a) ③ = ② - ①	縮減率 (%) ④ = ③ / ①
実測	176	150	△ 26	△ 14.8
試算		119	△ 57	△ 32.4

6 環境公共

(1) あおもり環境公共推進基本方針

農山漁村では、自立した農林水産業が営まれ、地域コミュニティが存続することによって、豊かな自然や美しい景観、伝統的な風習や文化など、かけがえのない地域資源を将来に引き継いでいくことが可能となります。

このため、青森県では、“農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる”との観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付け、推進しています。

平成20年度2月に作成した「あおもり環境公共推進基本方針」では、「環境公共」の実施に当たって、農林漁業者をはじめ、地域住民やNPO、企業、行政など多様な主体が共有すべき事項として、3つの方向性、5つの理念、3つの目標を示しています。



環境公共の概念



環境公共の基本的方向



環境公共の基本的方向
(地域力の再生（新たな「結い」))

- 「環境公共」の実施を契機とし、公共事業のプロセスに農林漁業者はもとより地域の人々などの参加を促進
- 自ら行えることは自ら実施していくことにより、地域力の再生（新たな「結い」）を実現



環境公共の基本的方向
(強固な農・林・水の連携)

- 農業・林業・水産業の分野の取組を、より強固に連携して実施
- 農・林・水の連携強化により、循環型で持続可能な農林水産業が実現され、安全・安心な食料生産が可能



環境公共の基本的方向
(環境への「配慮」から「保全・再生」へ)

- 農林水産業の生産性を高めるため、その基盤を整備しつつ生物多様性などの観点から環境を保全・再生
- これまでの環境への配慮に加え、可能な限り環境を保全・再生



環境公共の実施手法

- 「環境公共」の実施に当たっては、多様な価値観を持つ人々が、事業の各段階に参加できるようなシステムを構築
- 従来の事業化に必要な手続きに加え、新たな手続きに加え、新たな手続きや体制を追加

(2) 「環境公共」の取組地区の紹介

かみおぐに

上小国地区【経営体育成基盤整備事業】外ヶ浜町

本地区では、ほ場整備事業の実施を契機に、農事組合法人「上小国ファーム」が設立され、地域営農企業化のモデルとして注目されています。

また、本地区では「環境公共」の取組として、農業者や町内会などが中心となって「地区環境公共推進協議会」を設立し、地区内にあるため池をビオトープとして活用するなど、子供たちと一緒に水生生物の保全活動を行っています。



【ビオトープ池】
地区内で利用されていないため池をビオトープとして活用することとしました。



【生き物の捕獲作業】
協議会と地域の子供たちが一緒になって、ほ場整備区域に生息する生き物を捕獲し、ビオトープに放しました。

おいらせがわ

奥入瀬川地区【地域用水環境整備事業】十和田市

本地区では、奥入瀬川に設置されている5箇所の頭首工に魚道の整備を行っています。魚道の整備に当たって、農業関係者、釣り愛好家、学識経験者など、地域力を結集した「奥入瀬川魚道整備検討委員会」を設置し、魚道の構造や維持管理に関する検討を行っています。

また、地元のボランティア団体と魚道の管理者との間で維持管理等に関するアドプト協定が締結され、魚道の維持管理等が行われています。



【魚道が整備された頭首工】
検討委員会から得た指導や助言を反映させて魚道を整備しました。



【魚道のモニタリング調査】
ボランティア団体が整備された魚道での魚類の遡上の状況を調査しています。

(3) 「環境公共」の更なるステップアップを目指して

「環境公共」の更なるステップアップを図るため、「環境公共」を推進するための人財の育成や一般の方々への情報の発信に取り組んでいます。

ア 人財の育成

「環境公共」を推進する地域の新たなリーダーである「環境公共コンシェルジュ」の育成、自然環境などの各分野の専門的な見地からボランティアで支援や助言などを行う地域の専門家である「環境公共プロフェッショナル」の登録を行いました。



環境公共コンシェルジュ育成研修



環境公共コンシェルジュの皆さん

イ 情報の発信

一般の方々に「環境公共」のイメージをよりわかりやすく発信するため、マンガ「みんなで守ろう！山・川・海をつなぐ水」とガイドブック「環境公共とおき水循環区マップ」を作成しました。



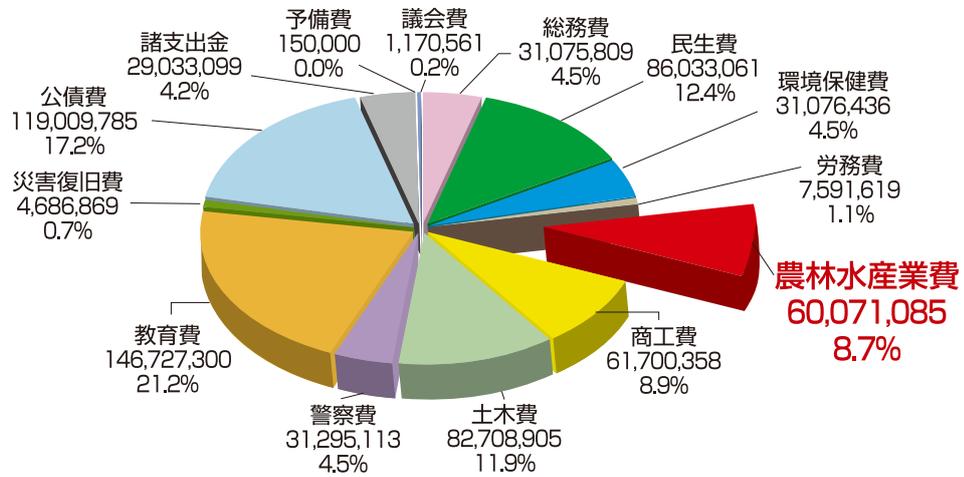
マンガ「みんなで守ろう！
山・川・海をつなぐ水」



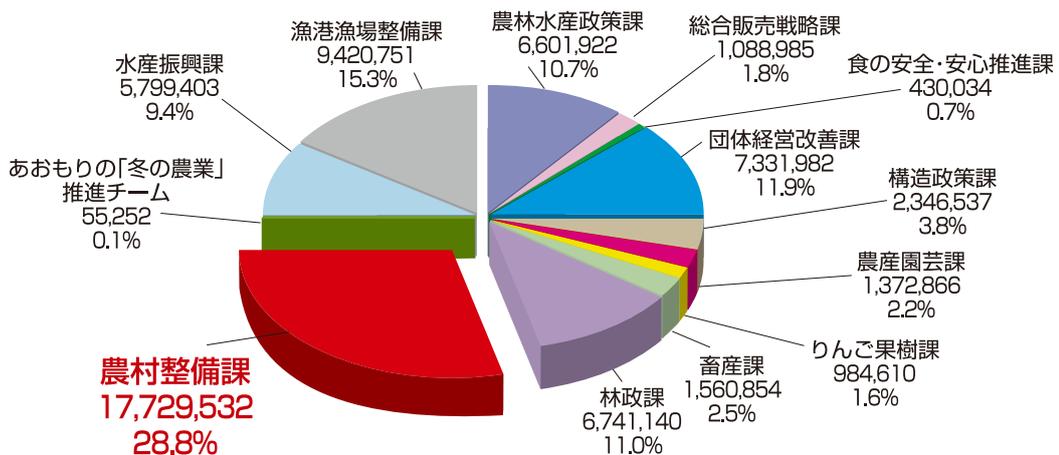
ガイドブック
「環境公共とおき水循環区マップ」

7 県の予算

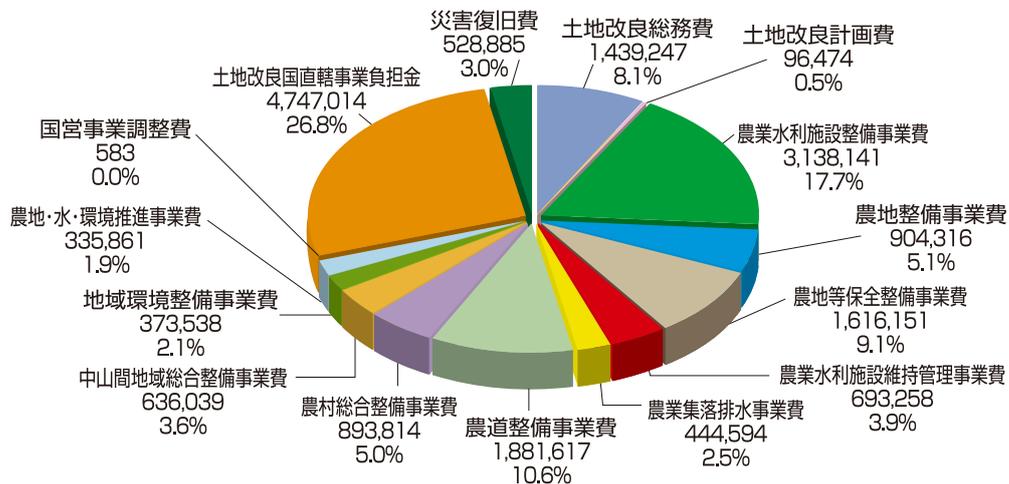
(1) 平成22年度県予算（一般会計：692,300,000千円）



(2) 平成22年度農林水産部予算（一般会計：61,463,868千円）



(3) 農業農村整備事業予算（県予算：17,729,532千円）



平成22年度 農業農村整備事業 総括表

国営事業一覧

単位：千円

事業名	地区数	総事業費	H21年度まで	H22年度
かんがい排水事業	2	45,030,000	31,656,579	1,620,000
国営事業 計	2	45,030,000	31,656,579	1,620,000

県営事業一覧

単位：千円

事業名	地区数	総事業費	H21年度まで	H22年度
かんがい排水事業（国営附帯）	2	8,283,000	4,490,000	642,000
かんがい排水事業（一般）	4	25,556,000	21,820,010	1,387,000
地域水田農業支援排水対策特別事業	1	139,000	99,000	20,000
基幹水利施設ストックマネジメント事業	2	1,785,000	1,368,998	218,402
畑地帯総合整備事業（担い手支援型）	5	6,418,000	2,642,000	342,000
畑地帯総合整備事業（民生安定施設設置助成事業）	1	2,820,000	173,600	369,168
広域農業用水適正管理対策事業	1	41,000	0	5,000
経営体育成基盤整備事業（一般型）	2	1,096,000	889,840	56,000
経営体育成基盤整備事業（農業生産法人等育成型）	1	780,000	292,000	270,000
経営体育成基盤整備事業（面的集積型）	3	2,414,000	50,000	260,000
防災ダム事業	1	683,000	653,000	30,000
ため池等整備事業（ため池整備）	5	1,098,410	601,010	290,000
ため池等整備事業（用排水施設整備）	3	1,053,500	320,000	148,000
湛水防除事業	2	2,439,700	703,010	400,000
地すべり対策事業	3	1,240,700	648,480	83,927
農業用河川工作物応急対策事業	4	1,057,300	190,000	248,000
水質保全対策事業	1	160,000	0	20,000
特定農業用管水路等特別対策事業	1	64,000	0	3,000
海岸保全施設整備事業	2	3,001,814	2,341,542	293,459
海岸環境整備事業	1	4,970,000	4,258,830	116,289
広域営農団地農道整備事業	1	7,356,000	3,192,000	670,000
広域営農団地農道整備事業（農道保全）	4	1,536,000	608,550	113,000
広域営農団地農道整備事業（民生安定施設設置助成事業）	1	264,018	157,194	106,824
一般農道整備事業	12	3,927,000	1,523,030	448,000
一般農道整備事業（農道保全）	5	544,000	199,978	107,872
基幹農道整備事業（農道保全）	6	916,000	143,880	51,000
ふるさと農道緊急整備事業	9	1,572,622	317,702	266,260
農村振興総合整備事業	4	5,317,500	3,570,000	845,500
中山間地域総合整備事業	4	5,126,000	1,000,000	590,000
ふるさと水と土ふれあい事業	1	77,000	70,100	6,900
地域用水環境整備事業	8	1,386,400	250,300	196,000
生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業	1	60,000	12,400	46,600
県営事業 計	101	93,182,964	52,586,454	8,650,201

団体営事業一覧

単位：千円

事業名	地区数	総事業費	H21年度まで	H22年度
基盤整備促進事業	5	440,200	208,500	85,000
農業集落排水事業	6	11,678,300	8,159,200	1,089,100
団体営事業 計	11	12,118,500	8,367,700	1,174,100

県営事業・団体営事業の合計

単位：千円

県営事業・団体営事業合計	112	105,301,464	60,954,154	9,824,301
---------------------	------------	--------------------	-------------------	------------------

8 事業負担区分一覧

展開方向	事業名	採 択 基 準	事業主体	負 担 区 分			摘 要
				国	県	地元	
担い手への農地の集積の推進	1 経営体育成基盤整備事業 (1)一般型 「経営体育成基盤整備事業」	受益面積20ha以上 ・市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画を踏まえて実施 ・認定農業者数の割合が地域農業マスタープランに定める目標割合以上となること ・認定農業者の一定割合以上の増加等	県	50	27.5	22.5	H15～
	(2)面的集積型 「緊急農地集積加速化整備事業」	受益面積20ha以上 ・市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画を踏まえて実施 ・高度経営体への面的集積の割合の面積割合が一定以上増加 等	県	50 (55)	27.5	22.5 (17.5)	H19～H23 ()は5法指定
	(3)農業生産法人等育成型 「緊急農地集積加速化整備事業」	受益面積20ha以上 ・市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画を踏まえて実施 ・農業生産法人の設立が確実であること ・農業生産法人が設立済の場合は、品目横断対象経営者となること ・農業生産法人等の経営等面積割合が30%以上になることが確実 等	県	50 (55)	27.5	22.5 (17.5)	H20～H23 ()は5法指定
担い手の育成に資する生産基盤整備の推進	1 かんがい排水事業（国営）	3,000ha以上（末端500ha以上）	国	2/3	17.0	16.33	ガイドライン（一般型）
	2 かんがい排水事業（県営） (1)かんがい排水事業	200ha以上（末端100ha以上） 畑地では100ha以上（末端20ha以上）	県	50 50 50	25 35 42.5	25 15 7.5	用水 排水 指久保ダム
	(2)地域水田農業支援排水対策特別事業 「排水対策特別事業」	20ha以上（末端5ha以上）	県	50	35	15	
	3 畑地帯総合整備事業 (1)担い手支援型	30ha以上で農業用排水施設整備、農道、区画整理及び関連する土層改良、農用地造成、農地保全、近代化施設用地等整備、営農用水施設、農業集落環境管理施設、交換分合等	県	50	30	20	
	(2)民生安定施設設置助成事業	防衛施設の設置又は運用により、農地の経営面積が縮小し、又は農業の振興計画が縮小され、もしくは中止される場合 その他防衛施設の設置又は運用により、特に農業経営が阻害される場合	県	2/3	1/5	2/15	H20～
	4 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 「基盤整備促進事業」	5ha以上 農業用排水、農道、暗渠排水、客土、区画整理	市町村 改良区等	50 (55) <50> <(55)> [50] [(55)]	10 (10) <15> <(15)> [18] [(18)]	40 (35) <35> <(30)> [32] [(27)]	()は5法指定 < >はH21採択まで []はH14採択まで
	5 農道整備事業 (1)広域営農団地農道整備事業 ア 広域営農団地農道型	1,000ha以上、総事業費20億円以上、車道幅員5m以上 (離島、振興山村、過疎地域、半島地域、特定農山村地域、急傾斜地帯については、300ha以上、4m以上)	県	50	36.0 (38.3) [39.95]	14.0 (11.7) [10.05]	()はH21採択まで []はH18採択まで
	イ 民生安定施設設置助成事業 (道路改修等事業)	防衛施設の設置又は運用で、自衛隊等の車両が防衛施設への出入、防衛施設間の移動に利用する道路で自衛隊等の車両の通行により、道路交通あるいは周辺地域に被害が認められるもの 等	県	60 }	30.64 }	9.36 }	H20～
	(2)基幹農道整備事業	50ha以上（振興山村、過疎地域、半島地域については30ha以上） 車道幅員4.0m以上（離島、振興山村、半島地域については3.0m以上） 1億円以上	県	50	37.0 (39.5) [42]	13.0 (10.5) [8]	()はH21採択まで []はH18採択まで
	(3)一般農道整備事業	50ha以上、総事業費5千万円以上、全幅員4.5m以上 (振興山村、過疎地域、半島地域については、30ha以上) (豪雪地帯、振興山村、過疎地域、半島地域、急傾斜地帯は全幅員4m以上)	県	50 50 50	25 50 25	25 0 25	一般 山村、過疎、半島 広域関連
(4)農道保全対策事業	50ha以上、3,000万円以上 ・農道保全対策事業計画が策定されていること	県	50 50 50	37.0 [38.3] 37.0 [39.5] 25	13.0 [11.7] 13.0 [10.5] 25	広域 基幹 一般 []はH21採択まで	
6 ふるさと農道緊急整備事業 (1)県営事業	10ha以上、全幅員4m以上（合併事業型を除く） 1億円以上	県	0	75	25	(起債)	
(2)団体営事業	10ha以上、全幅員4m以上（合併事業型を除く）	市町村 改良区等	0	0	100	(起債)	

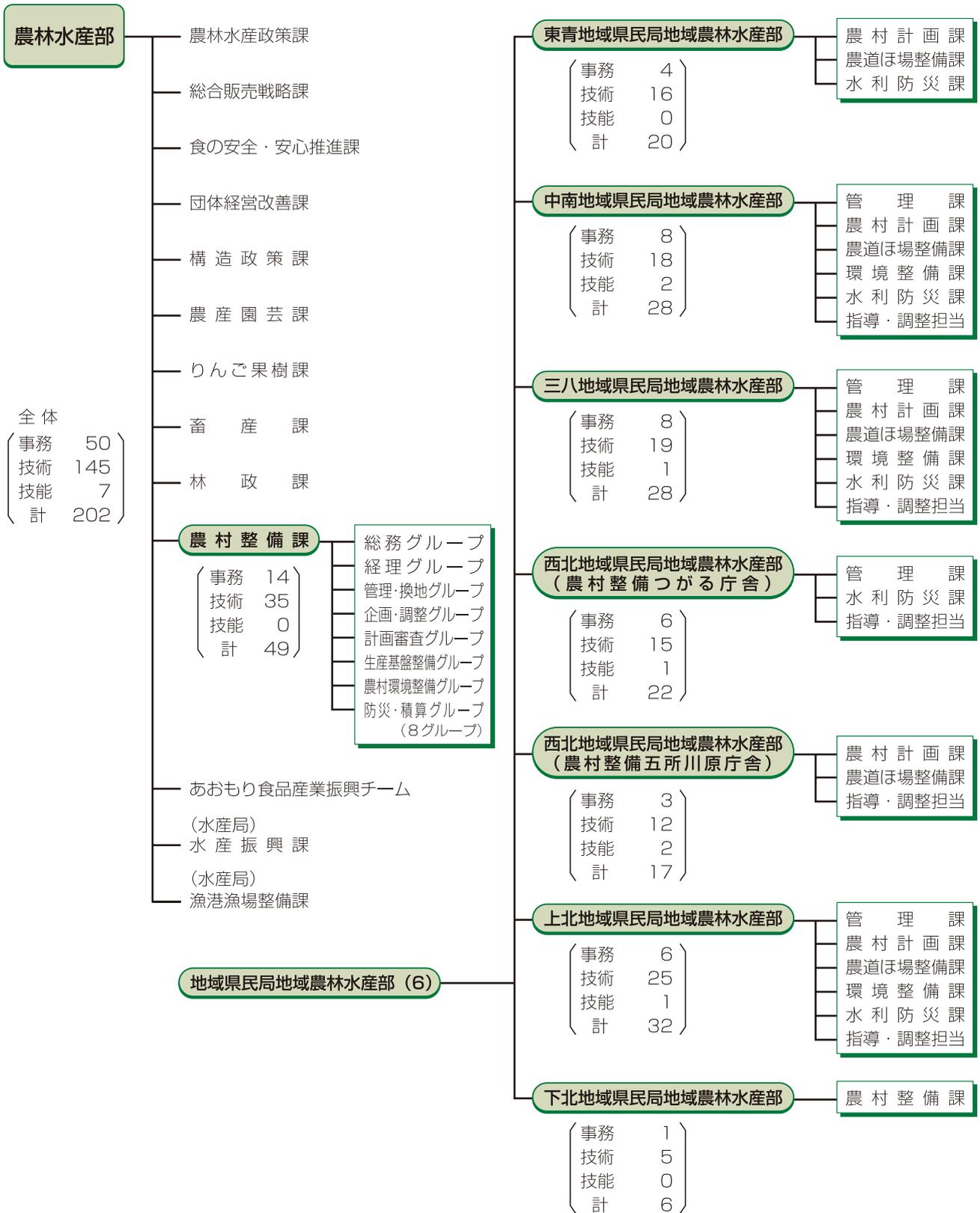
展開方向	事業名	採択基準	事業主体	負担区分			摘要
				国	県	地元	
農業水利施設のストックマネジメントの推進	1 基幹水利施設ストックマネジメント事業 (1)H19年度採択まで	国・県営土地改良事業で造成された基幹的施設の緊急に必要な補強工事及び排砂対策工事で総事業費1億2,000万以上	県	50 50 45	25 35 27.5	25 15 27.5	用水 排水 末端100ha 未達
	(2)機能診断	県営事業により造成された施設 ・施設現況調査、施設機能診断、機能保全対策等	県	50	50	-	
	(3)対策工事	受益面積100ha以上 ・機能保全計画に基づいた対策工事	県	50	未定	未定	
	2 広域農業用水適正管理対策事業	国営土地改良事業の施行に伴い用途廃止すべき農業水利施設のうち、当該事業の完了後も関連事業が完了していない等のため、用途廃止されずに残存しているもの	県	2/3	1/4	1/12	国庫の率は、従前の国営土地改良事業と同率
	3 基幹水利施設管理事業	農林水産大臣から管理委託を受けた基幹水利施設 (水田1,000ha、畑300ha以上)	県	30	40	30	
	4 土地改良施設管理事業（県営） 国営造成施設管理体制整備促進事業 「基幹施設管理体制整備事業」	(管理体制整備型) 国営造成施設又はこれと一体不可分な国営造成附帯県営造成施設を管理し、計画策定、推進、支援事業を実施する土地改良区（連合含む）	県	計画・ 推進 50 支援 50	25 25 25	(市町村) 25 (市町村) 25	
	5 土地改良施設管理事業（団体営） (1)土地改良施設維持管理適正化事業 ア 土地改良施設維持管理適正化事業 イ 施設改善特別対策事業	水土保全強化対策事業で行う診断・管理指導の対象となっている農業水利施設で、1施設200万円以上	市町村 改良区等	30	30	40	
	(2)基幹水利施設管理技術者育成支援事業 「基幹水利施設技術管理強化特別指導事業」	施設整備改善計画に基づき水田農業構造改革の実施に資するための土地改良施設の整備改善で、1地区200万円以上 国営土地改良事業で造成された施設で農村振興局長が定める基準に合致するもの	市町村 土地連	30	15	55	
	(3)新農業水利システム保全対策事業 「農業水利・水循環システム保全事業」	・地域農業水田ビジョンが策定され、水利区域が20ha以上（中山間地域10ha） ・水利区域の属する一連の水利システム面積が100ha以上（中山間地域60ha）	市町村 改良区等	計画 策定 100 セミ ハード 50	0 0	0 50	
	1 防災ダム事業	100ha以上の洪水調節用ダムで農業関係の事業効果が50%以上	県	55 (50)	40 (25)	5 (25)	()は利活用 保全施設整備 事業
	2 ため池等整備事業 (1)一般 ア ため池整備	大規模 100ha以上、8,000万円以上 (中山間地域 70ha以上、3,000万円以上)	県	55 (50)	28 (25)	17 (25)	本負担率は市町村ルートの場合 ()は利活用保 全施設整備事業
	イ 用排水施設整備	小規模 10ha以上、800万円以上 (中山間地域 5ha以上、800万円以上)	県	50 (50)	33 (25)	17 (25)	本負担率は市町村ルートの場合 ()は利活用保 全施設整備事業
	(2)農業用河川工作物応急対策事業	大規模 400ha以上、8,000万円以上 (中山間地域 200ha以上、3,000万円以上)	県	55	28	17	
	小規模 20ha以上、800万円以上 (中山間地域 10ha以上、800万円以上) (土砂崩壊事業の場合は、20ha以上、800万円以上)	県	50	33	17		
	大規模 1億円以上	県	55	37	8		
小規模 5,000万円以上	県	50	42	8			
3 湛水防除事業	小規模 30ha以上、5,000万円以上	県	50 [50]	37 [39]	13 [11]	[]はH19採 択まで	
4 地すべり対策事業	5ha以上で「地すべり等防止法」第3条により指定された地すべり防止区域	県	50	50	0		
5 農地環境保全事業 (1)水質保全対策事業（一般型）	・農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去 10ha以上 ・公共用水域への排水が水質基準を満たしていない地域での対策 20ha以上	県	50	34	16		
(2)特定農業用管水路等特別対策事業	対象延長のうち、石綿等使用が50%以上 20ha以上	県	50	35	15		
6 海岸事業 (1)海岸保全施設整備事業	海岸1km当たり防護面積5ha以上、防護人口50人以上、1億円以上	県	1/2	1/2	0		
(2)海岸環境整備事業	8,000万円以上	県	1/3	2/3	0		
7 農業集落排水資源循環統合補助事業 (団体営) 「農業集落排水事業」※1	20戸以上（処理施設、主要管路、ポンプ施設資源循環施設） で次の事項を内容とする資源循環促進計画が策定されていること ・農業集落排水汚泥等の有機性廃棄物の循環利用に関する事項 ・処理水の再利用等水循環の維持・増進に関する事項	市町村 改良区等	50	0	50	施設更新または 汚水処理施設 整備交付金 による新設整 備の場合は補 助事業で採択	

食料安定供給の確保

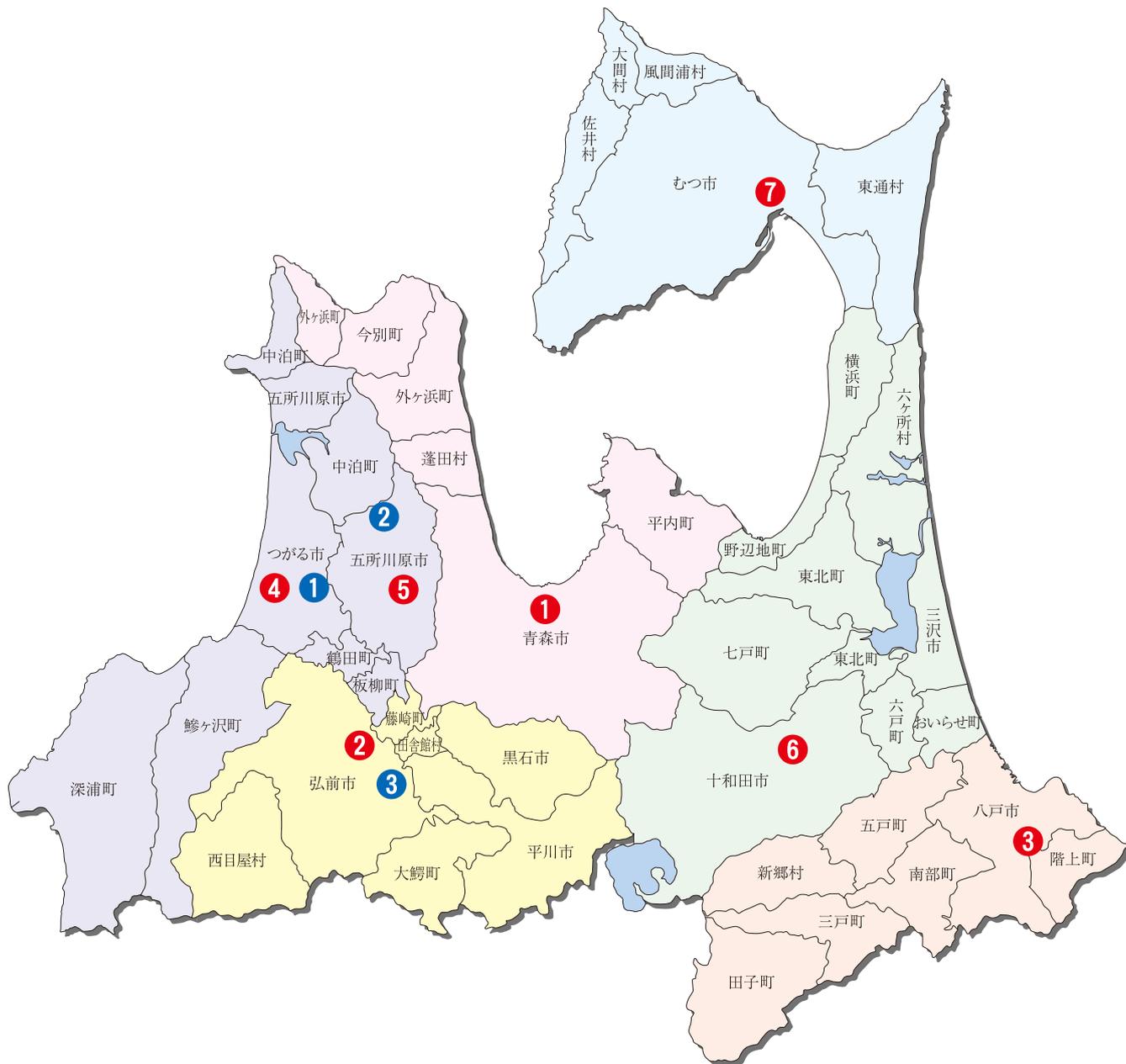
1.2.3.4.5.6.7.8.9.10.11.12.13.14.15.16.17.18.19.20.21.22.23.24.25.26.27.28.29.30.31.32.33.34.35.36.37.38.39.40.41.42.43.44.45.46.47.48.49.50.51.52.53.54.55.56.57.58.59.60.61.62.63.64.65.66.67.68.69.70.71.72.73.74.75.76.77.78.79.80.81.82.83.84.85.86.87.88.89.90.91.92.93.94.95.96.97.98.99.100

農業・農村の多面的機能の発揮
活力ある安全・安心な農村づくりの推進

9 機構図



関係機関一覧



東北農政局

- ① 津軽農業水利事務所**
〒038-3136 つがる市木造萩野18-7
TEL 0173-42-7211 FAX 0173-42-1855
- ② 小田川農業水利事業建設所**
〒037-0202 五所川原市金木町芦野210-3
TEL 0173-54-1212 FAX 0173-54-2550
- ③ 北奥羽土地改良調査管理事務所**
〒036-8214 弘前市大字新寺町149-2
TEL 0172-32-8457 FAX 0172-35-3490

県地域県民局

- ① 東青地域県民局地域農林水産部（農村整備）**
〒030-0801 青森市新町2-4-30
TEL 017-734-9992 FAX 017-734-8312
- ② 中南地域県民局地域農林水産部（農村整備）**
〒036-8356 弘前市大字下白銀町14-2
TEL 0172-33-6051 FAX 0172-33-6976
- ③ 三八地域県民局地域農林水産部（農村整備）**
〒039-1101 八戸市大字尻内町字八百刈20-3
TEL 0178-27-1211 FAX 0178-27-1286
- ④ 西北地域県民局地域農林水産部（農村整備つがる庁舎）**
〒038-3137 つがる市木造若宮9-1
TEL 0173-42-4343 FAX 0173-42-6294
- ⑤ 西北地域県民局地域農林水産部（農村整備五所川原庁舎）**
〒037-0003 五所川原市大字吹畑字藤巻24-12
TEL 0173-35-7171 FAX 0173-35-7174
- ⑥ 上北地域県民局地域農林水産部（農村整備）**
〒034-0082 十和田市西二番町10-21
TEL 0176-23-5245 FAX 0176-22-3929
- ⑦ 下北地域県民局地域農林水産部（農村整備）**
〒035-0073 むつ市中央1-1-8
TEL 0175-22-8581 FAX 0175-22-3212
(内線246、247)

結集!! 青森力

東北新幹線全線開業

2010.12.4

TOHOKU SHINKANSEN LINE COMPLETION



青森県農林水産部農村整備課

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号
TEL 017-722-1111(代表)(内3345~3348)
017-734-9545(直通)
FAX 017-734-8149
(問い合わせ先:企画・調整グループ)

【農村整備課ホームページ】

<http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/agri/nseibi.html>